

消費者教育に係る学校等調査結果(速報)

〔大学・短期大学等〕

調査概要

〔調査対象〕 福岡県内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校

〔回答数〕 126校（回収率57.5%）

（大学61.5%（24/39）、短期大学66.7%（12/18）、高等専門学校66.7%（2/3）、専修学校55.3%（88/159））

〔調査期間〕 令和5年6月20日～7月31日

〔調査項目〕 消費者教育の実施状況、消費者教育の推進のための課題等、課題解消のために必要なもの



消費者教育の取組状況

(n = 126 複数回答可)



	学内へのポスター等の掲示	入学時等のオリエンテーション・ガイダンス	授業・ゼミ	学生課等相談窓口による対応	刊行物の作成・配布	学生便覧等への記載	学生向けWebサイトへの掲載	メール配信	シンポジウム・セミナー等の開催	その他	校内放送による注意喚起・情報提供	保護者への情報提供	行っていない
全体	61.1	46.0	27.0	14.3	14.3	13.5	11.9	10.3	7.9	6.3	1.6	1.6	11.9
大学	70.8	75.0	33.3	45.8	12.5	33.3	37.5	29.2	8.3	4.2	0.0	4.2	0.0
短期大学	58.3	50.0	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0
高等専門学校	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
専修学校	58.0	38.6	33.0	5.7	17.0	8.0	4.5	5.7	6.8	19.3	2.3	1.1	17.0



- ◆ 約6割の大学等で「学内へのポスター等の掲示」を実施。その他、「入学時等のオリエンテーション・ガイダンス」「授業・ゼミ」などの取組が進められている。「入学時等のオリエンテーション・ガイダンス」や「学生課等相談窓口による対応」「学生向けWebサイトへの掲載」などについては、大学における取組が他と比べて進んでいる。
- ◆ 前回調査も同様の傾向。



消費者教育で取り扱った事例

(n = 126 複数回答可)

A

	悪質商法	SNSトラブル	成年年齢引下げ	金融商品・投資トラブル	契約の義務、ルール	エステ関連トラブル	インターネットでの架空請求等トラブル	インターネット通販トラブル	消費者金融トラブル	キャッシング決済	振り込み詐欺	通信回線契約トラブル	医薬品等の用法や薬害問題	持続可能な社会を意識したライフスタイル	計画的な生活設計	不動産賃借等トラブル	食品等の安全	非常時の適切な消費行動	ポイントカード利用
全体	76.6%	56.8%	55.0%	43.2%	41.4%	31.5%	30.6%	29.7%	28.8%	27.0%	22.5%	13.5%	10.8%	9.9%	9.0%	7.2%	6.3%	4.5%	3.6%
大学	95.8%	62.5%	62.5%	70.8%	50.0%	50.0%	37.5%	41.7%	45.8%	25.0%	16.7%	12.5%	4.2%	4.2%	0.0%	12.5%	4.2%	4.2%	4.2%
短期大学	83.3%	41.7%	58.3%	33.3%	50.0%	25.0%	8.3%	8.3%	0.0%	16.7%	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高等専門学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
専修学校	68.5%	56.2%	50.7%	34.2%	35.6%	26.0%	31.5%	28.8%	28.8%	27.4%	27.4%	16.4%	12.3%	11.0%	8.2%	5.5%	6.8%	5.5%	4.1%



◆ 消費者教育で取り扱った事例について、全体では、「悪質商法」が76.6%と最も高く、次いで「SNSトラブル」「成年年齢引下げ」の順。



Q

消費者教育の担い手（教職員）の育成
（消費者教育に係る教職員の研修の受講状況や職場内における情報共有等について）

(n = 126 複数回答可)

A

	消費者教育に係る研修対象や、消費者分野に関する情報を共有する範囲		機会ない
	全ての教職員	一部教職員	
全体	23.0	15.9	61.1
大学	20.8	16.7	62.5
短期大学	8.3	0.0	91.7
高等専門学校	0.0	50.0	50.0
専修学校	26.1	17.0	56.8

	シンポジウム・セミナーへの参加	任意団体が実施する研修への参加	研修を実施（外部講師なし）	研修を実施（外部講師活用）	教職員用Webサイトへの掲載	会議等の場での情報提供	メール配信	対応マニュアル等刊行物の作成・配布	その他
全体	20.4	24.5	10.2	6.1	6.1	53.1	30.6	22.4	4.1
大学	44.4	22.2	11.1	11.1	11.1	33.3	33.3	0.0	0.0
短期大学	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高等専門学校	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
専修学校	13.2	23.7	10.5	5.3	2.6	60.5	31.6	28.9	5.3



- ◆ 消費者教育に係る研修対象や、消費者分野に関する情報共有の範囲を、全ての教職員としている学校は全体の23.0%。一部教職員（15.9%）と合わせると全体の4割程度（38.9%）。
- ◆ 研修等は、シンポジウムや任意団体が実施する研修への参加又は校内研修により実施されている。情報共有は、会議等の場をはじめ、教員用WEBサイトやメール配信により行われている。



学生の消費者トラブル解決のためのサポート体制

(n = 126 複数回答可)



	サポート体制あり	サポート体制なし
全体	51.6	48.4
大学	75.0	25.0
短期大学	33.3	66.7
高等専門学校	50.0	50.0
専修学校	47.7	52.3



- ◆ 学生が消費者トラブルに遭った場合に、学内に相談や解決のためのサポート体制を有する学校は51.6%。
- ◆ 大学において取組が進んでいる傾向。
- ◆ 前回調査も同様の傾向。



Q

他機関との連携

(n = 126 複数回答可)

A

	連携している	していない
全体	48.4	51.6
大学	75.0	25.0
短期大学	50.0	50.0
高等専門学校	50.0	50.0
専修学校	40.9	59.1

	県・市町村 (消費生活センター・相談窓口を含む)	警察	弁護士会	司法書士会	金融広報委員会	民間企業	その他	特に連携していない
全体	32.5	26.2	0.8	1.6	0.0	4.0	3.2	51.6
大学	54.2	45.8	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	25.0
短期大学	33.3	16.7	0.0	8.3	0.0	8.3	8.3	50.0
高等専門学校	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
専修学校	27.3	21.6	1.1	1.1	0.0	4.5	0.0	59.1



- ◆ 消費者教育・啓発を行うにあたり、連携する機関があったとした学校は、全体の5割（48.4%）。
- ◆ 連携先は、「県・市町村」「警察」が主。
- ◆ 前回調査も同様の傾向。



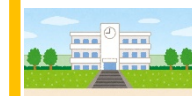
Q

消費者教育を推進するために必要だと思うこと

(n = 126 2つまで回答可)

A

	他の優先課題があり取り組めない	教職員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない	指導者や講師となる人材がいない・情報が得られない	どのような取組をすればよいか分からない	活用できる教材が少ない	予算がない	その他
全体	38.9	15.9	12.7	10.3	10.3	6.3	5.6
大学	33.3	20.8	29.2	4.2	4.2	8.3	12.5
短期大学	33.3	16.7	0.0	25.0	0.0	8.3	8.3
高等専門学校	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
専修学校	40.9	14.8	10.2	10.2	13.6	5.7	3.4



- ◆ 学校現場が求めるものとして、「学生向けの教材の作成・配布」が全体の46.0%と最多。次いで「消費者被害の最新情報の定期的な提供」、「効果的な実践事例の紹介」の順。